

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 22 日現在

機関番号：13601

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22720200

研究課題名（和文） 日本占領下における中国人官吏の日本語能力養成に関する実証的研究
—華北地方を中心に研究課題名（英文） An Experimental Study of Cultivation of Japanese Language Skills
to Chinese Government Official in the North of China (Huabei) under
Japanese Occupation

研究代表者

川上 尚恵 (KAWAKAMI NAOE)

信州大学・経済学部・講師

研究者番号：60507713

研究成果の概要（和文）：

日本占領下の中国華北地方における中国人官吏に対する日本語能力養成の実態解明を目的とし、調査及び考察を行った。高級官吏の養成が新民学院や日本への留学などによって行われていた一方、地方の省・市公署職員に対しては主に日本語講習会や日本語講習班、奨励をともなった日本語の検定試験が実施されていた。そのような試験は華北の全域で実施されたものではなく、北京特別市と青島特別市のみでの実施であったと思われる。

研究成果の概要（英文）：

This research is intended as an investigation and consideration of an actual condition about the cultivation of Japanese language skills, focusing on the Japanese certification examination, to the Chinese government official in the North of China (Huabei) under the Japanese occupation from 1937 to 1945.

An education at SHINMIN institute or study at Japan etc. cultivated higher officials. To officials of provinces and cities, there were measures which they can study Japanese language while they continued working. These measures were the Japanese training session, the Japanese class and a Japanese certification examination with an incentive. About an examination, it would appear that it did not carry out in all parts of Huabei, and it was given in the Beijing and the Qingdao.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：言語学、日本語教育・日本語教育史

キーワード：日本占領下、中国

1. 研究開始当初の背景

植民地・占領地における言語政策は、統治の成否に大きく関わる政策の一つである。そのため日本の植民地・占領地研究でも日本語政策に対する関心は高く、主に普通教育における日本語教育の位置づけや日本語の教授法への言及がされてきた。

一方、近年においては日本語教育学の観点から植民地・占領地における日本語教育の実態に迫った論考も多く出されるようになってきた。その中では、教育実践方法や教科書などに焦点をあてる傾向がある。しかし、日本占領下の華北地方における日本語教育に関しては、他の植民地・占領地に比べ研究実績が少なく、評価はまだ定まっているとはいえず、今後さらに個別的研究を積み上げ、その全体像を導き出すことが必要であると考えられる。

2. 研究の目的

本研究では、華北占領地における中国人官吏に対する日本語能力養成の実態を明らかにする。占領下の華北における中国人官吏養成は統治政策上重要視され、特に日本語能力養成は日本本国と華北占領地間をつなぐためにも必要とされたと予想される。官吏を対象とした日本語教育はある程度の期待を持って行われたと思われ、その規模や範囲も決して小さいものではなかったと考えられる。つまり、対象を官吏に絞った個別事例的研究ではありながら、占領下の華北における日本語教育全体像解明につながる普遍性を導き出すための事例となるといえる。

具体的に明らかにするのは、以下の3つの課題である。

- (1) 華北における語学奨励試験の全体像
- (2) 官吏に対する日本語能力養成と語学奨励試験の役割
- (3) 官吏に対する日本語能力養成の特徴及び実態の地域的相違

官吏に対する日本語能力養成の施策として、奨励を伴った日本語検定試験（以下「語学奨励試験」とする）に着目する。本課題研究者は、これまで高級官吏養成機関であった新民学院と北京特別市公署職員に対する日本語教育について分析をし、その中では、北京特別市において市公署職員を対象とした語学奨励試験が行われていたことを指摘した。この語学奨励試験は、「満州国」、蒙疆地域などでも実施されており、他の植民地・占領地における日本語教育との関連を考える上で重要な課題であることは間違いない。したがって、課題①では、語学奨励試験が華北全体で行われていたのか、試験実施の全体像

を明らかにする。

それをふまえ、課題②では、日本語能力養成と試験の関係性を、実際の試験や教科書などの発掘を通して考察する。また、華北占領地の地域的差異を考慮し、課題③では、地域的な違いと共通点から、官吏の日本語能力養成の実態に迫る。

3. 研究の方法

文献による研究である。日本（外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館、各地図書館など）と中国（档案馆、省・市図書館など）で、資料調査を行い、研究課題に取り組む。

4. 研究成果

研究目的で言及した3つの課題にそくして研究成果をまとめる。ただし、③「官吏に対する日本語能力養成の特徴及び実態の地域的相違」については、①②の課題について述べる中で適宜言及する。最後に、今後の課題を述べる。

(1) 華北における語学奨励試験の全体像

華北の行政を担った中華民国臨時政府と華北政務委員会（1940年より）のもとには、四省（河北・山西・山東・河南）三特別市（北京・天津・青島）があり、省・特別市公署（1943年より「政府」）職員を対象とした語学奨励試験は、北京と青島で実施されていた。

その根拠は、『華北政務委員会施政紀要』（二～五周年）（以下『施政紀要』）の記載である。この『施政紀要』には、委員会、総署、省公署、特別市公署で行われた施策が各機関各部門別に報告されている。華北政務委員会成立（1940年3月）から42年度までが二周年に収められており、それ以降は1年度ごとに三周年～五周年と発行されている。その内容は各機関から報告を受けたものであり、二・三周年の「凡例」には精密に整理がなされていないことなどが述べられている。したがって、『施政紀要』に掲載されていないが、実際には実施がされていた事項もあると推測できるが、現段階では、河北省・山西省・山東省・河南省と天津特別市での試験の実施形跡は確認できなかった。

なお、天津特別市については、天津档案馆での資料調査を行ったが、管見の限りではやはり試験があったことを示すものはなかった。

試験が実施されていた両特別市に関して、すでに本調査者は北京特別市の「語学奨励試験」の概要と実施状況を明らかにしている。北京特別市では1940年より語学奨励試験が実施され、第4回の実施までは確認できてい

る。特等から3等までの4等級に分かれ、それぞれの等級で筆記と口述の2種類の試験があった(川上尚恵 2007「占領下の北京特別市における市公署職員を対象とした日本語教育—語学奨励試験と日本語クラスを中心に—」『日本語教育』日本語教育学会 132号)。

一方、今回行った青島档案馆での資料調査から、青島特別市公署(政府)で実施された奨励をともなった日本語の試験の概要について、以下のことがわかった。

青島特別市の日本語の検定試験は、青島治安維持会日本語学検定試験を経て、青島特別市公署日本語学試験(1939年)、青島特別市公署語学検定試験(1940年)となった。次の表1は試験の概要をまとめたものである。

表1：日本語の検定試験概要
(各試験規則より)

名称	日本語学検定試験	日本語学試験	語学検定試験
開始年	1938	1939	1940
実施機関	青島治安維持会	青島特別市公署	青島特別市公署
等級	特等～7等(8等級)	特等～5等(6等級)	特等～7等(8等級)
金額	20元～1元	20元～3元	改正前:20元～1元 改正後(1944):50元～5元
支給期間	特等～3等(1年)、4等以下(6ヶ月)	特等～3等(1年)、4等以下(6ヶ月)	特等(3年)、1～2等(2年)、3等以下(1年)
言語	日本語	日本語	日本語・中国語
実施月	1月・7月	1月・7月	6月・12月
試験科目	筆記(訳解、作文、書取)と口述(会話、読解)	筆記(訳解、作文、書取)と口述(会話、読解)	筆記(訳解、作文、書取)と口述(会話、読解)
その他	手当以外に徽章を支給	手当以外に徽章を支給	

日本語学試験は奨励規則に関して日本の警察・憲兵隊の慣例と満州国の奨励規則を参考にし、語学検定試験でも満鉄と満州国の制度を参考にしていた。等級の基準は、会話・文語及び公文の翻訳が自由にできること(特

等)から簡単な日常会話ができること(7等)までであり、3種の試験基準は同等であった。日本語学検定試験と日本語学試験は約1年の実施であったが、語学検定試験は1944年の第9回実施までを確認した。

(2) 官吏に対する日本語能力養成と語学奨励試験の役割

日本語教育を含めた高級官吏の養成が北京の新民学院や日本への留学などによって行われていた一方、地方の省・市公署職員に関しては在職しながら日本語が学習できるようなしくみが取られていた。その主なものが日本語講習会や日本語講習班であり、日本語の検定試験であった。

ただし、試験については北京と青島の2箇所では確認できないと前節でも述べたように、地域によって違いがあったようである。一方、『施政紀要』によると、日本語講習会及び講習班については、次のように実施されていた(表2)。

表2：語学講習実施状況

語学講習の種類	実施地域
日語講習会	河南省・北京
日語講習班	北京・天津
日華語講習班	山西省

山西省では日本語講習だけでなく中国語講習も行われていた。その目的は、日本人と中国人職員に相互交流させ親善提携を促進させ、事務進行が円滑に行くことであり、省署各庁所と直轄各機関職員に6ヶ月を一期とした日華語講習を行っていた。

奨励をともなった試験と日本語講習という2つの方法は華北政務委員会の郵政総局でも行われており(試験は1940年より)、在職職員の日本語能力養成法としては、一般的であったといえよう。

その中で、語学奨励試験は、試験の合格等級によって手当が支給されるという点で、実利を伴った日本語学習奨励策であった。省・市公署職員に対しては、任用基準による厳格採用、職務管理などがなされており、職員として資質や勤務状況は厳しく管理されていたようである。しかし一方では中下級公務員の給与待遇はあまりよくなかったという(郭貴儒・張同樂・封漢章 2007『華北偽政権史料』p 363-365)。

実際の金額を見てみると、北京では特等から順に25元～5元と定められていた。一方青島では、1944年に手当金の金額が改正されるまでは最高20元の支給となっており、北京の基準と比較的近づいた。しかし、改正後は最高50元にまで増額している。また、手

当の支給期間についても、1939年の日本語学試験までは1年～6カ月の支給であったものが、1940年から実施された語学検定試験からは、3年～1年の支給へと延長されている。青島では、このような手当金額・支給期間の変化から、奨励の度合いが実質的に高まっていった傾向があり、実情にあわせて見直しが行われていたことが推察される。

(3) 今後の課題

省・特別市公署（政府）職員に対する語学奨励試験は華北全域で行われたものではなく、一部の地域、すなわち北京特別市と青島特別市のみで行われていたと考えられる。

ただし、中華民国臨時政府と表裏一体の民衆強化団体といわれた新民会により、「満州国」で実施されていた語学奨励試験を華北に導入することが検討されていた。試験の施行導入については、新民会が中心となり、「当初は公務員を対象にしつつ次第に一般民衆にまで拡大し、特等から四等までに合格証書を与え、官公署や日本人経営の会社に優先的に就職を斡旋する」といった、日本語の普及奨励法をが検討されていた（田中寛 2003「東亜新秩序」と『日本語の大陸進出』—宣撫工作としての日本語教育—『「文明化」による植民地支配 植民地教育史研究年報』第5号）。

このような動きはあったようであるが、北京特別市と青島特別市で実施された試験に関して、新民会からの働きかけがあったことは確認できない。また、これらの試験には類似性はあるが、導入や実施に関して関連性があることを示すものも管見の限りない。華北での語学奨励試験は、中華民国臨時政府や華北政務委員会、あるいは新民会の主導ではなく、他の地域（特に満州地域）の試験等を参考に各地方で導入されたのではないだろうか。

一方、華北政務委員会でも「日本語文検定試験」という日本語の検定試験を実施していた。同試験では、華北にある各省市公私各機関団体に勤務している現職、あるいは志願している者に日本語学習を奨励することを目的として行われていた。試験対象に各省市の公的機関職員が含まれており、北京特別市と青島特別市で行われた語学奨励試験と対象の重なりがある。類似した試験が同時期に行われていた理由や実施方法の違いについて、さらに検討を重ねる必要がある。

また、このような日本語の検定試験をめぐる「中央」と「地方」の関係性については、華北の占領政策の点からも考察を進めるべきであろう。新民会の関与の有無、日本語文検定試験と市公署の語学奨励試験との関連

については今後の課題とする。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計1件）

① 川上尚恵「日中戦争期中国華北の省・特別市公署における日本語学習奨励の施策—青島特別市公署の各種試験を中心に—」日本語教育国際研究大会（2012年8月18日）名古屋大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川上尚恵 (KAWAKAMI NAOE)

信州大学・経済学部・講師

研究者番号：60507713

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()